

避難先での後期高齢者健康診断の受診について

後期高齢者制度の被保険者で、東日本大震災により他地域に避難されている方は、平成23年12月より避難先でも「後期高齢者健診」を受けることができます。

1. 後期高齢者健診の対象者

後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村名	白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、矢吹町、棚倉町、石川町、平田村、浅川町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町
------	---

2. 受診期間

平成25年3月31日まで

3. 検査内容

特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査委等

※ 必要な健診項目（心電図、眼底検査、貧血検査）は医師が必要と認めた時に
行います。

※ 市町村で独自に追加している項目やがん検診等は除かれます。



4. 受診の流れ

- ① 避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をしてください。
(電話連絡可)

この際、受診できる健診実施機関を確認してください。

契約先	(社)日本人間ドック学会、(社)日本病院会、(財)結核予防会、(社)全日本病院協会、(財)予防医学事業中央会、(社)日本総合健診医学会、秋田県厚生農業協同組合連合会、(社)秋田県医師会、(社)山形県医師会、(社)石巻市医師会、(社)大崎市医師会、(社)福島県医師会、(社)茨城県医師会、(財)日立メディカルセンター、(財)茨城県総合健診協会、(社)取手市医師会、(社)群馬県医師会、(社)埼玉県医師会、(社)神奈川県医師会、神奈川県予防医学協会、(財)新潟県健康づくり財団
-----	--

- ② 市町村より受診券が送付されます。
- ③ 受診したい健診実施機関に健診の予約を入れてください。
- ④ 予約当日、健診実施機関で検診を受診してください。
- ⑤ 後日、健診実施機関から結果が送付されます。

5. 受診時に持っていくもの

- ① 受診券
 - ② 被保険者証
- 健診実施機関窓口で提示してください。
※ 健診の自己負担額は、受診券に記載されている金額となります。

6. 受診上の注意

受診前日・当日の食事、服薬などについては、受診する健診実施機関にお問い合わせください。